

論文内容の要旨

論文題目 高齢者の法律相談へのアクセスに関する実証的研究 —高齢者，法専門家，行政・福祉関係機関を対象として—

氏名 山口 絢

本論文は、高齢者の法律相談へのアクセスの現状及び課題について、高齢者、法専門家、行政・福祉関係機関を対象とした実証研究により明らかにするものである。

現在の日本の総人口における高齢者の比率は27%を超え、国民の4人に1人以上が65歳以上となっている。高齢者を取りまく状況をみると、高齢者夫婦世帯と単身世帯が高齢者のいる世帯の半数を占めており、高齢者のみで暮している世帯が増加傾向にある。また、裕福な高齢者も一定数いる反面、生活保護受給世帯のうち高齢者世帯が占める比率は高く、高齢者の経済状況は二極化している。加えて、一般に加齢により高齢者は健康状態が悪化したり、記憶力が低下する。これらを背景に、高齢者は相続・遺言、消費者被害、高齢者虐待、高齢期の労働・雇用、成年後見、債務整理等の法的問題を抱えやすい。しかし、法的問題に直面した高齢者が適切な相談機関にアクセスできるとは限らない。すなわち、司法アクセスの最初の段階である「法律相談へのアクセス」が問題となる。

法社会学において、法律相談へのアクセスには(1)当事者に関する要因（心理的な要因、経済的な要因、利用できる資源に関わる要因、地域特性）、(2)問題の属性に関する要因（事件の深刻さ・緊迫性、相手方との関係性）、(3)社会制度に関する要因（司法制度、法システムからの情報提供、社会構造の変化）が関連しうることが指摘されてきた。高齢者のアクセスに関しては先行研究の蓄積が少ないが、上記の要因に加え、身体的な要素・判断能力の要素・高齢者の「世代」の要素が主に海外において指摘されている。しかしながら、先行研究には4つの課題が残されている。第一に、高齢者を対象とした実証研究自体が少なく、高齢者のアクセスに特徴的な関連要因と他世代と共通の要因とが区別なく議論されている。第二に、先行研究はアクセスの問題を高齢者と法専門家の二者間の問題と捉えており、両者を媒介する可能性のある他の関係機関を分析対象外としている。第三に、先行研究では分析視点としては法システム側の立場に立つことが多く、当事者視点でのアクセス課題の分析は十分に行われていない。第四に、先行研究の中では個々のアクセス障害を個別に検討しようとするものがあるが、個別に検討することで全体的・包括的視点からの議論が難しくなる。

そこで、本論文では個々のアクセス関連要因全体に影響しうる上位概念として、「社会意識の要素、身体・判断能力の要素、社会・経済的要素」の3つを設定した上で、次のようなアプロー

チ方法を用いた。すなわち、利用者側である高齢者、サービス提供側である法専門家、行政・福祉関係機関の三者の視点から高齢者の法律相談へのアクセスや法的支援について分析した。高齢者のアクセスの問題を考える際、法専門家側の視点のみに立つと高齢者の権利擁護だけでなく業務拡大の視点も強調されかねない。他方、当事者側の視点のみの分析では、法システム側の事情にそぐわない非現実的な提案となってしまう。そこで、当事者側・サービス提供者側双方の視点から多角的に問題を分析することとした。具体的には、60歳以上の高齢者及び他世代を対象とした質問紙調査及び高齢者を対象としたインタビュー調査を実施した。それにより、高齢者と他世代のアクセスへの関連要因の共通点・相違点及び高齢者の中でもアクセスに問題を抱えやすい属性の分析を行った。さらに、法専門家・行政福祉関係者を対象としたインタビュー調査を実施し、行政・福祉関係機関を通して法専門家にアクセスする場合の阻害要因・促進要因について検討した。

第1章では、まず、高齢者を取りまく社会・経済状況を整理し、高齢者が直面する可能性がある法律問題と相談機関利用の現状を概観した。さらに、司法アクセスに関する先行研究、高齢者の法律相談へのアクセスに関する先行研究を整理した。以上を踏まえて、先行研究において残された課題と本論文で採用するアプローチを提示した。

第2章では、とくに社会意識の要素に焦点を当て、首都圏に住む20歳から79歳949名を対象とした質問紙調査及び61歳から76歳の高齢者10名を対象としたインタビュー調査を実施し、高齢者の法律相談へのアクセス関連要因、とくに社会意識の要素である法システムへの認識に関する分析を行った。その結果、高齢者の中でも女性、無職、低学歴、家計が困難な層は法システムに対し否定的な認識を抱いていたり、法的な手段を避ける傾向にあり、法律相談場所の知識がなく、法律家とのコネクションがない傾向にあった。他方、高齢者全体としては若年層よりも法律相談場所の知識や法律家とのコネクションがあるため、高齢者の中でも生きてきた年月により得られたリソースを活かせる層とそうでない層で二極化している可能性が示唆された。また、インタビュー調査において、法専門家とコネクションのない高齢者の相談先としては「行政機関」が挙げられた。

第3章では、事務所に勤務する弁護士・司法書士10名を対象としたインタビュー調査及び日本司法支援センター(法テラス)に勤務する弁護士5名を対象としたインタビュー調査を実施し、高齢者の法律相談へのアクセスに関する法専門家の認識、法専門家による法的支援の現状を分析した。法専門家へのインタビュー調査からは、高齢者調査では抽出されなかった法律問題の認識、判断能力の障害、身体的問題・モビリティの問題が高齢者の法律相談へのアクセス関連要因として指摘された。また、法専門家や法専門家団体は、出張相談や高齢者にとって身近な場所での相談会の開催を通じてアクセス支援を行っていることが確認できた。このような法的支援活動は一定の成果をあげているが、法的問題を認識できない高齢者や、第2章で明らかとなった、法システムに距離を感じている「女性、無職、低学歴、家計が困難な層」については対応しきれない可能性がある。そのため、法専門家は行政・福祉関係機関との連携を課題として挙げており、実際の事例から、行政・福祉関係機関がアクセスに媒介することで高齢者のネガティブな認識が改善

される可能性が示唆された。

第4章では、第2、3章からも高齢者と法律相談を媒介する重要な存在として指摘された行政・福祉関係機関に焦点を当て、行政・福祉関係機関を経由して高齢者の問題が法専門家につながるまでのアクセスの現状及び課題を検討した。具体的には、都内の行政・福祉関係機関の職員15名を対象に、高齢者の法的問題発見から法専門家へのアクセスのプロセス及び行政・福祉関係機関と法専門家との連携事例についてのインタビュー調査を実施した。その結果、第一に高齢者が行政・福祉関係機関にアクセスする際の障害として、高齢者自身が問題に気づかないこと、インフォーマル・ネットワークに組み込まれていないことがあり、行政・福祉関係機関から法専門家へのアクセス障害としては職員による法的問題発見の困難さ、気軽に相談できる法専門家がないことが抽出された。第二に、法テラスから行政・福祉関係機関への情報提供システム「ホットライン」の事例については、その効果として法専門家がアドホックな外部専門機関からパートナー的存在に変化したことが挙げられる。ホットラインのようなシステムを全国的に拡大していくには、法専門家側のリソースの問題や行政・福祉関係機関のニーズを顕在化させるといった課題がある。

第5章では、第2～第4章を踏まえ、高齢者の法律相談へのアクセス向上のためには法専門家と行政・福祉関係機関の連携が重要であることを主張した。判断能力に明らかな問題のない高齢者に関しては、他世代と同様、法専門家とのコネクション、法律相談関連の情報の欠如、心理的障害が法律相談利用に関連しているため、基本的には無料法律相談の開催等、従来から法システムが行っているアクセス支援を進めることで対応できると考えられる。しかしながら、健康・判断能力・経済状況に問題がある高齢者、法システムへの距離を感じている高齢者に対しては、問題の発見から解決までを法専門家が担うのは人的資源、財源の問題から難しい。そこで、ホットラインのようなモデルを用い、法専門家と行政・福祉関係機関と連携をすることで、この層の高齢者の法的問題に対応していくことが重要になる。もちろん、法専門家と行政・福祉関係機関の連携によって全ての高齢者の法的課題に対処できるわけではない。しかしながら、本論文の知見をもとに法専門家と行政・福祉関係機関の連携を進めていくことが、超高齢社会である日本において重要な課題であると考えられる。